

平成28年11月15日

日向市 建設部建築住宅審査係 御中

〒883-0004 日向市浜町 3-29

黒木紹光

### 質問書に対する日向市回答内容確認書

表題の件、11月8日面談内容及び14日回答書から、認識できる日向市回答内容は、以下の通りとなります。

恐らく、間違いのない筈ですが、万が一間違いがあるようでしたら、11月16日中に訂正内容をメールにてご送付ください。訂正連絡がない場合は、これを日向市の公式見解として公表致します。

また、最後に「追加質問」がございますので、同様に、11月16日中にメールにてご回答ください。

何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 市長印が押してあるということは、市長は、今回の陳情内容、事情を全て把握しており、その上で回答したということか？ → **YES**

3. 「陳情書」は読んだか？〇〇工事写真は見たか？ → **YES**

4. 〇〇工事である事実は確認したか？ → **YES**、「新築で雨漏りしていたのなら〇〇工事です。」

6. いつ、どこで、誰を相手に、どのくらいの時間訊いたのか？ → 「**10月27日、電話で、〇〇社長に訊いた。**」

9. 「回答」文書の内容の責任は、市長にあることになるが、間違いはないか？ → **YES**

10. 「陳情書」で求めている

(1) 〇〇工事及びそれらに関する一連の対応、及び、今回の〇〇的訴訟提訴の真偽について〇〇に直接確認すること、及び民事提訴に関する「いかがなものか？」という疑問の投げかけ、をしたか？ → **確認についてはYES**、しかし、**〇〇社長から「資料を弁護士に渡しており、詳しいことはお話できない。弁護士から連絡**

させる。」と言われた。疑問の投げかけについてはNO、「日向市は、関与する立場にはない。」①

(2) 刑事告訴に関する「いかがなものか？」という疑問の投げかけ、をしたか？  
→ NO、弁護士から「名誉毀損行為に該当しなければ告訴はしない。」との回答があった。

(3) ○○工事及び不誠実な対応の事実を認めさせること、をしたか？ → NO、  
「日向市は、関与する立場にはない。」②

1 2. 「建築基準法に基づく検査済証が交付され、適法な手続きにより建築されていることを確認しておりますことから」とあるが、その場合は、日向市のAランク登録業者であっても日向市新市庁舎施工業者であっても地元日向市民である顧客からの問合せに対して、これを無視し、○○工事の認否を避け、○○的訴訟を提訴し、顧客相手に刑事告訴を通告したとしても、日向市としては容認し、何も対応しないというのが決定した公式の見解か？ → YES、「対応できない。」③

1 3. つまり、日向市は、○○工事をし、地元市民である顧客に対して○○的訴訟を提訴かつ刑事告訴をする業者を、日向市のAランク登録業者に指定することは、問題ないと認識しているということで、間違いないか？ → 「日向市は判断できない。」

そう答える根拠は何か？ → 無回答（無視）④

1 4. この回答内容に、私が納得すると考えたか？ → 「納得してもらえとは思えなかったが、納得して頂きたいと期待した。」

1 5. この回答内容に納得する一般市民は、常識に照らしてまずいなと思う。たった10行しかない回答文章の、最後の10行目に「ご理解のほど、よろしく願いいたします。」と記されているが、この内容だと、普通の人は舐められたと受け留めると思う。

私だけを舐めているのか？市民全体を舐めているのか？ → NO

16. この回答内容で、公務員としての責務、使命を果たしているのか？ → **YES**

17. もし、果たしていると考えているなら、その理由と根拠は何か？ → **無回答（無視）⑤**

18. 今日のやり取りの内容を整理して、「回答に関する追加的説明とお詫び」文書を、14日必着で提出して欲しい。 → **項目別質問に対しては無回答（無視）、追加的説明とお詫びはなし（無視）**

その他）（担当者に）年収はいくらか？ → **「個人的なことなので答える必要がない。」**

そう答える根拠は何か？ → **無回答（無視）⑥**

追加質問：理由と根拠を明らかにしていない①～⑥について

10（1）（3）「日向市は、関与する立場にはない。」、12「対応できない。」、13「日向市は判断できない。」、17、18の計6項目について、理由と根拠を明らかにしていませんので、明らかにしてください。

日向市職員は公僕（公衆に奉仕する者）であり、市税によって地元民間企業の2～3倍程度の収入を得ている訳でありますので、市民の行政に対する要望、質問に対する回答の理由と根拠を明らかにしないことは、許されないと考えます。

以上